

淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会規約(案)

（名称）

第1条 本会は、「淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

（目的）

第2条 委員会は、「淀川水系流域委員会」の委員候補について推薦を受けるために、国土交通省近畿地方整備局長（以下「地整局長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 委員会の委員は、淀川水系に関し学識経験を有する者のうちから地整局長が委嘱する。

2. 委員の任期は委員会終了までとする。

（会議）

第4条 委員会には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

3. 会議は原則として非公開で開催する。

4. 会議資料、議事要旨については近畿地方整備局ホームページに公開することを原則とする。ただし、個人情報に関する資料については非公開とする。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は近畿地方整備局河川部に置き、会議の運営及び庶務に関する事務を行うものとする。

（規約の改正）

第6条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。

（雑則）

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付 則

この規約は、平成23年 月 日から施行する。